

原著

矢内原忠雄の国家観と田辺元の「種の論理」

尾上 新太郎

The Theory of Tadao Yanaiha's view of the nation and
Hajime Tanabe' "Logic of Species"

Shintaro OGAMI

要 旨

本論は、矢内原忠雄の国家観と「種の論理」で有名な田辺元の国家観との相違を問題にし、根本のところ、その相違が何に基づくかを解明せんとしたものである。矢内原は国家の理想を正義とした。そして、それを形而上学的なものとした。言わば、預言者の視点から現実の国家の批判を行った。田辺は、個人が国家に対して自己を犠牲にすることを道義の第一義とした。そして、国家は自己を捧げるべきものをこの世にもたない、この地上における最高存在とした。地上における神とも言った。だからと言って、田辺が形而上のものに直接した生き方を知らなかったわけではない。田辺や評論家の小林秀雄などは、その思想を世に出す際、自らの精神のレベルを考慮したのである。その点、彼らはそれなりに誠実である。但し、矢内原の言動を、だからと言って、基本的に否定するわけではない。また、但し、矢内原の言動は、少なくとも学問的には問題がある。

Summary

Yanaihara regarded justice as national ideals. And he conceived national ideals of the nation to be a metaphysical thing. So to speak, he criticized the actual state based on the prophetic viewpoint. Tanabe conceived it to be the primary morality that individuals have to sacrifice themselves for a nation. And he said that the nation was the Supremacy on the world. It doesn't mean that Tanabe did not know the way of life which touched the metaphysical thing directly. Tanabe took the level of his mind into consideration, before advocating his thought to the society. However, I do not jump upon the speech and the behavior of Yanaihara for such a reason basically. Moreover, the speech and the behavior of Yanaihara have a problem at least from the academic point of view.

キーワード 正義、国家、民族、戦争、神

序、問題のありか

一九三七年七月七日、日中戦争が始まったが、同年の『中央公論』九月号に、矢内原忠雄は、論文・「国家の理想」を發表し、当時の日本の国家の現実を批判した。本論は、この論文を通して、矢内原の国家観の特徴にふれ、その国家観と「種の論理」で有名な田辺元の国家観との相違を問題にし、根本のところ、両者の国家観の相違は何に基づくものかを明らかにせんとするものである。

一、矢内原忠雄の論文・「国家の理想」

矢内原忠雄の論文・「国家の理想」中、なぜ国家の理想を論じるかということにふれて、以下のようにある。そのことは、現実の国家の批判の意味をもつと言うのである。

現実国家の行動態度の混迷する時、国家の理想を思ひ、現実国家の狂する時、理想の国家を思ふ。之は現実よりの逃避ではなく、却つて現実に対して最も力強い批判的接近を為すために必要なる飛躍である¹⁾。

「国家の理想」の何たるか、「理想の国家」の何たるかを問うことが、現実の国家批判の意味をもつという。言うまでもなく、矢内原は、戦争を始めた日本国家に批判的だった。

以下のようにも言っている。

現実を批判し指導する為めには理想を明かにし、理想の世界に足場を据ゑねばならない²⁾

かくして国家の理想を、矢内原は問うのである。「現実を批判するものは、理想である³⁾」とも言っている。実際、大いに現実の国家批判の意味をも込めて、国家の理想の何たるかを、この論文は論じているのである。

私は、この論文を手掛かりにして、矢内原の国家観の特徴を、まず明らかにしたいと思う。国家の理

想について、矢内原は以下のように言っている。

我等が国家の理想として認識するところは、社会的且つ組織的なる原理、換言すれば社会に組織を附与するところの根本原理でなければならない。かかる性質を有する原理は、『正義』である。正義とは人々が自己の尊厳を主張しつつ同時に他者の尊厳を擁護する事、換言すれば他者の尊厳を害せざる限度に於て自己の尊厳を主張することであり、この正義こそ人間が社会集団を成すに就ての根本原理である⁴⁾。

国家の理想として、矢内原は社会を社会たらしめる原理であり、そして、また、組織を組織たらしめる原理でもあるものを問題にする。換言すれば、両者に共通して基礎を成すところの、つまりは根本原理こそ、国家の理想とするのである。そして、この根本原理に、具体的には正義を当てるのである。「正義とは人々が自己の尊厳を主張しつつ同時に他者の尊厳を擁護する事」である。換言して、「他者の尊厳を害せざる限度に於て自己の尊厳を主張する事」であるともされるものである。要するに、正義とは、自他の尊厳を何をおいても重視するもので、平たく言えば、

自己の存在するが如くに他人をも存在せしむること、若くは他人の存在を害せざるが如くに自己が存在すること⁵⁾

こういうことである。正義については、また、以下のようにも言っている。

正義は国家の製造した原理ではなく、反対に正義が国家をして存在せしむる根本原理である。国家が正義を指定するのではなく、正義が国家を指導すべきである。精神の世界に於ては国家が第一義的の決定権を有つものではなく、最高の道徳的権威たるものではない⁶⁾

正義は国家を真に国家たらしめる根本原理である。但し、国家が、精神界において第一義の決定権をもつというのではない。国家は最高の道徳的権威ではない。

直前の矢内原の考えに、私たちは大いに留意すべきである。精神的権威として、矢内原は、国家以上のものを考えているのである。また、だからこそ、正しく国家批判が行えるとするのもある。

この点、田辺元とは大いに相違する。田辺は、事実上、国家を最高の道徳的権威として捉えているのである。田辺は、「国家の道義性」（『中央公論』一九四一年一〇月号）中、以下のように言っている。

個人の道義は必ず何等かの程度に於て国家の規整により保障せられるのである。然るに国家の場合には斯かる規整がない。（略）国家は個人と異なり、個人が国家に身を捧げることによって道義を完くする如くに、自己の存在を献ぐべきものを有しない⁷⁾。

「国家の規整」の根源を言えば、種族社会における、個人が受ける、生存・生活上のさまざまな、強制力をもった慣習的制約となるだろう。その制約は、その種族社会を維持する上で、必要欠くべからざるものなのである。無論、田辺の「種の論理」を念頭において、私は話をしている。逆に言えば、近代的な国家形態たる国民国家においても、それは民族を基体として成立する一般にあるのだが、民族のもつ種的基体性の故に、ある種の強制力を実際に受けるものとされる。

田辺は、また、「国家は地上に於ける神である⁸⁾」とも言う。また、以下のようにも。

国家は自己の上に立つ存在を認めざる至上存在であつて、それが国家共存の道義的秩序に入るも全然自律的であり、何等他からの規整を受けるのではない⁹⁾。

田辺の言わんとすることを、かいつまんで筆者たる私が言おう。

国家は、道義性の点で何ら他から規整を受けるものではない。国際社会においては、それぞれの国家が道義的でなければならないが、その道義は各国家が自律的に決めるものであって、何ら他からの規整を受けるものではないのである。

矢内原は以下のことも言っている。

もとより人民及び領土は国家存立の自然的基盤として必要であり、之を欠いては国家は存在しない。併し之等は国家の素材であつて国家そのものではなく、従つてその拡大が国家をして益々国家らしくあらしめる所以ではない。又その拡大を求むる政策が国家の理想を達成する所以でもない。国家の理想は正義である¹⁰⁾。

矢内原は、国家を純粹に精神的なものとして捉える。そして、その根本原理として、正義ということを使う。また、矢内原は、正義を根本原理とする国家と、国家成立上の素材たるものとを分けて考える。人民・領土は、国家が成立する上で、素材として必要不可欠なものとするのだが、国家というものの本質ということでは、それらは直接関係がないとする。それらは、国家の本質とか理想に、直接、関係するものとはされない。民族というようなものも、国家成立の素材としてのみ重要視されるという。

田辺の国家観においては、国家は存在即価値とされるのだが、その場合、その理由の一つは、民族が存在即価値である点に基づくものである。民族は、田辺では、国家の成立過程においても、その成立後においても、国家の基体として大きな要素とされる。要を言えば、民族の窮状に鑑み、国家は戦争をもする、しなければならない、と言うのが、田辺の考えである。

矢内原も、国家成立上の必須の条件として、人民と土地の二つを上げている。だが、それらは、国家成立上の素材であつて、成立した国家のその本質と関係するものではないのである。このように、純粹に精神的なものとして国家を捉えるところ、正義

で、国家と個人とを共通させることもできるのである。こんなことを、矢内原は、これに関係して言っている。

苟くも個人が動物ならざる人間であり、国家が動物ならざる人間の集団たる以上、個人をして個人たらしむる原理は正義であり、且つそれは又同時に国家をして国家たらしむる原理でなければならぬ。道は一つ、正義は一つでしか有り得ない¹¹⁾。

つまり、矢内原は個人も国家も全く同じ価値基準で取り扱うのである。その同じ価値基準とは、無論、正義である。

以下のような発言もある。

国家の命令は法的政治的権力として国家構成員に対する強制力を有つけれども、現実国家自ら正義なりと声明する政策を以て当然に無謬の正義なりとすることは出来ない。それが果たして国家の理想たる正義に適へるものなりや、或は却つて国家の本質に反し、国家の品位を自ら瀆すものなりやは、哲学的直観若くは宗教的啓示によりて判断せられねばならないのである¹²⁾。

国家の命令には、原則として従うべきである。だが、その命令が正義に適えるものであるかどうかは、別問題である。本当に従うべきかどうかは別問題、と言ってもいい。その点こそ、大事なのである。それを判断するのは哲人・預言者のたぐいである。

以上をまとめる。矢内原は、国家を純粹に精神的なものとして捉えた。そして、その本質と理想を正義とした。正義という観点で、国家も個人も同等に見るべきとした。国家の命令には基本的に従うべきだが、正に従うべきと言うところ、正義の観念で対象たる国家が動いていることが大事である。個人の評価に対しても同様である。また、それをそう判断するのは、哲学者であり預言者であるという。

ここで、田辺の「種に論理」の簡単な説明を行っておく。

二、田辺元の「種の論理」

田辺哲学の方法論は、絶対媒介の弁証法の論理と言われるのだが、簡単には、「種の論理」と呼称される。また、「種の論理」は、田辺哲学の代名詞でもある。さらには、「種の論理」は、一種の国家観でもあるものである。私は、田辺の国家観の特徴を問題にするに当たって、もっぱら、「種の論理」に視点を置く。そういう形で、田辺の国家観の特徴を問題にしたい。

私たちはそれぞれ、ある特定の民族の一員として、この世に生を受け、生きる。だが、また、同時に人類の一員としても、この世に生を受け、生きるのである。両者の間には、矛盾がある。この矛盾の統一のために、人類に開かれた国家が作られる。だが、民族の種的基体的性格は続く。人類的国家は、矛盾の統一の場たる絶対無の応現的存在でもある。そういう勝義の、即ち、勝れた意味の国家を媒介にすることで、私たち個々人が、心中にそれぞれいく人類的理想の実現も、可能になるのである。だが、国家は、種的民族を基体としていることを忘れてはならない。民族は、存在即価値であるもので、換言すれば、自己の存続をこそ第一義とするものである。そういう民族を基体として成立している国家は、また、それ故、存在即価値とされる。絶対無の応現的存在ということでも、国家は存在即価値である。戦争には、何であれ、絶対に勝たなければならない。負ければ、絶対無の応現的存在ということも、また国家の基体たる民族のその種的性格故の存在即価値ということも、否定される可能性があるのである。

以上簡単にだが、「種の論理」の説明を行なった。

「種の論理」によると、矛盾関係にある主述は、繫辞の媒介を待って結びつくとされる。そういう形－繫辞の媒介－で、弁証法の基盤たる絶対無が現成すると、そこではされるのである。そのことが、無論、視点を換えて言えば、主述の相即なのである。

だが、そういうことで現実化する絶対無と、絶対無において、主述は元々一つと言う時の絶対無とでは、質が違いただろう。後者は前者の前提であり、田辺の絶対媒介の弁証法の論理の根底でもあるものである。このようなことを言うと、田辺哲学の観点からは、根底が非論理的に措定されていると批判されるだろう。しかし、論理の根底がいわゆる非論理的なものであるのは、当たり前と言え、当り前の話なのである。そもそも弁証法は、一種の宗教なのである。

三、神に直接した生き方

さて、田辺は、「国家を地上に於ける神」とした。また、領土・人民を国家が成立する上での必要不可欠なものとした。と同時に、国家成立後においても、国家の一部と考えた。

ところで、国家について、田辺は、「国家の道義性」中、「天上に於ける神なのではない¹³⁾」と言い、「相対的絶対であって絶対的絶対ではないのである¹⁴⁾」と言っている。こういう発言からもある程度うかがわれることだが、田辺は、実は、(絶対の)神に直接した生き方があることを知っていたのである。

「死生」(一九四三年六月五日付の『京都帝国大学新聞』に掲載)がそのことを端的に伝える。同記事、以下のように言っている。

神と人との間に国が入るのが、現実である。賢者は宗教的な信仰に於て直接に神や教祖のために身を捧げるであらうが、我々凡夫が身を捧げるのは直接に神のためとは考へられない。国のためである。神は人が国に身を捧げ、国が人の持つ神聖性とか、仏教で言う仏性とか仏子とか、神の子とかいふ如き神聖なものを生かすことによつて、国が単に特殊な国といふ性質を越えて神を実現してゐるのである¹⁵⁾。

四、自己の精神的レベルと思想

田辺は、自己を「賢者」ならぬ「凡夫」と規定している。そして、国家を「天上の神」ならぬ「地上

の神」とする。で、国家に対して、自己を犠牲にすることを説くのである。このことは、さらに言うならば、絶対の神が自己を実現する道ともされるものである。何にしろ、国家こそ、人間の現実としては、神なのである。

田辺は、また、「国家の道義性」中、

個人は国家に自己を献げることに於て国家を道義的にあらしめ、個人の道徳が国家に於て成立すると同時に、国家の道義が個人の道徳的自覚に於て成立するといふ交互態が成立する¹⁶⁾。

と言っている。ここには、国家こそ神とする生き方が説かれている。また、そういう生き方から天上の神に関わる生き方が。見るべきは、何にしろ、田辺が神に直接した生き方を、現実には、用いない点である。そのことは、田辺に従うなら、その人の精神的レベルと密接に関係があることである。田辺は、自己を「賢者」とはしない。「凡夫」とする。そうするところに、国家を神とする生き方の必然性が出る。

ところで、神に直接した生き方は、預言者のたぐいの生き方である。私が問題にしたいのは、一つの問題を提出する場合、それにその人の精神的レベルの問題がちゃんと関わっているかどうかということである。戦後のものだが、『懺悔道としての哲学』(岩波書店、一九四六年)中、田辺は以下のことを言っている。(因みに、解説者の武内義範によれば、同書の骨子は、一九四四年十一月頃、出来上がっていたもよう模様である)。

「思想」は果たして実際に人間存在を転換する力を具有するであらうか。此力を具有する「思想」をもつのは、それこそいはゆる智者賢者であつて、愚者凡夫ではあり得ないのではないか。まぎれもなく後者たる私は、自己の弱小みじめさを単に「思想」に於て自覚するのみで偉大に転ずることはできない¹⁷⁾。

これによるなら、「種の論理」の構築にも、あるいは自らの精神のレベルを考慮するところがあったのではないかと思われる。

因みに、日中戦争が始まった年、即ち、一九三七年、同戦争に鑑み、小林秀雄は、評論・「戦争について」（『改造』一二月号）を發表している。その中でこんなことを言っている、

戦争に対する文学者としての覚悟を、或る雑誌から問われた、僕には戦争に対する文学者の覚悟といふ様な特別な覚悟を考へる事ができない。銃を取らねばならぬ時が来たら、喜んで国の為死んであらう。僕にはこれ以上の覚悟が考へられないし、又必要だとも思はない。一体文学者として銃をとるなどといふ事がそもそも意味をなさない。誰だって戦ふ時は兵の身分で戦ふのである。文学は平和の為にあるのであって、戦争の為にあるのではない。文学者は平和に対してはどんな複雑な態度でもとることができるが、戦争の渦中にあるのは、たったひとつの態度しかとすることはできない。戦は勝たねばならぬ。そして戦は勝たねばならぬといふ理論が、文学といふものの何処を捜しても見付からぬ事に気が付いたら、さっさと文学なぞ止めてしまへばよいのである¹⁸⁾。

小林は、それなりに戦争から文学の純潔を守ろうとしている。だが、今はその点にはふれない。小林は、国民的立場と個人的立場—この二つの立場を立てて、問題に当たる。文学は平和のためにあるのだから、文学では土台、戦えない。だから、戦争に具体的に参加するように国家から求められたら—「召集令状」が来たら—、潔く文学者である自己を否定し、一兵卒として国家のために身を捨てて尽くすだろうと言うのである。これは、問題に対する、ある意味の答えにはなっている。但し、精神として規定されている一人の人間の真実のありようということでは、いかがだろう。要するに、国家の現実に対する、人間の真実からする解答がない。小林はこんなことも言っている。

日本の国に生を受けている限り、戦争が始まった以上、自分で自分の生死を自由に取扱ふことは出来ない、たとへ人類の名に於いても。これは烈しい事実だ。戦争と言う烈しい事実には、かういふ烈しいもう一つの事実を以つて対する他はない。将来はいざ知らず、国民といふものが戦争の単位として現在動かす事が出来ぬ以上、そこに土台を置いて現在に処さうとする覚悟以外には、どんな覚悟も間違ひだと思ふ¹⁹⁾。

国家が戦争を始めた以上、国民たる者、国家中心の生き方をすべきである。人類の名においても、この考えは否定されないという。とは、(現実の)国家をいかにも絶対と考えるものの発言である。「将来はいざ知らず、国民といふものが戦争の単位として現在動かす事が出来ぬ以上、そこに土台を置いて現在に処さうとする覚悟以外には、どんな覚悟も間違ひだと思ふ」と言っているが、これは、国民国家の国民として、教科書通りの発言をしているに過ぎないとされる発言である。

矢内原が、以下のことを言っている。但し、その前にこんなことを言っている。一般の大衆は、現実の事情をよく知らない、知ることができない。当局者の一方的な声明や説明による以外、事情を知るすべがない。こういうわけで、挙国一致体制ができ易い。こういうことを言ったあとの発言である。

現実政策の是非を判断する標準は現実の事情にのみあるのではなく、国家の理想、即ち国家の国家たる品位こそ、現実政策の正邪を判断すべき根本的標準である。しかもそれは現実の特殊具体的実情に拘らざる根本的原則であるから、国民たる者は一般的な正義感ある限り、何人といへども之に基く判断を為し得ざる理はない。現実に没頭し、現実に引きずられて行く限り、事情に通ぜざる国民は到底現実政策の批判者たるを得ないが、一度び国家の理想に自己の立場を置く時、その正邪の判断は国民中最も平凡なる者にも可能である²⁰⁾。

五、結論

要するに、小林には、国家の理想に対する考察が足りないのである。「現実には没頭し、現実には引きずられて行く限り、事情に通ぜざる国民は到底現実政策の批判者たるを得ないが、一たび国家の理想に自己の立場を置く時、その正邪の判断は国民中最も平凡なる者にも可能である」と矢内原は言っている。いろいろ、外交事情とか、国内の政治事情・国家事情等を知らなくても、良識を働かせ、同時代の国家的現実にあたるということも可能なのである。

同胞の為に死なねばならぬ時が来たら潔く死ぬだらう。僕はたゞの人間だ。聖者でもなければ予言者でもない²¹⁾。

こういう形で、小林の評論は終わる。同胞という言葉は、ここでは同じ民族というほどの意味だろう。その民族は、また、同国の国民ということでもあろう。「たゞの人間」の場合、このような発想が意味をもつのである。

要するに、小林は、すでに言われているように、当時の日本の一般大衆の気持ちに合致することを軸として思考を展開している。これも、一つの見識だろう。だが、問題があると言えば、正にあるのである。小林は、「予言者」の視点をもった人ではない。「たゞの人」と自己を自覚しているのである。彼の発言は、この線に基づくものである。

この点、大いに矢内原は違う。田辺も、また、自己の精神のレベルが「予言者」たりえないことを自覚していた。『懺悔道としての哲学』中、自分は智者・賢者でないと言っているのである。だから、思想に転換力が伴わないと。これは、先に引用した小林と同等の言葉とされる。彼らは、自己の精神のレベルを見て、発言している。そういう意味では、彼らは、一種、誠実である。矢内原は、これは、また、別の意味で誠実である。さらに、偉いとも、矢内原の場合、言える。例え、外交問題に疎くとも、国家の是非は解る。国家の理想が何かということを知っていたら、と言うのである。但し、

その視界が当面現実の世界を出でざる国民の中に於て、国家の根底たる理想を見、それに基づいて現実の帰趨を見徹す者は予言者である。予言者は孤独である²²⁾。

このようなことを矢内原が言う時、彼は、自己を予言者に準えていたろう。そのことについて、とやかく誰も言えないだろう。問題は、そういうことで、果たして書くものが、「論考」になるかということである。矢内原の信じる神は、絶対的絶対たる形而上の存在だろう。つまり、私たちの意識のはからいでは、存在するともしないとも、言えないものである。だからこそ、信じるということがある。だとすると、合理的な思考の立場では、神が存在するかどうかは、個人的主観の問題ということである。それが孤独ということではないのか。その孤独に徹して生きるところに宗教的生活があるのである。少なくとも、私はそう思う。同時代の周りの人びとは真理に気付いていない。私は寂しい、孤独だ、ということ、予言者の孤独というのを言うのでは、本来なからう。

六、引用文献

- 1) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.4（本欄）、1937年。
- 2) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.5（本欄）、1937年。
- 3) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.5（本欄）、1937年。
- 4) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.7（本欄）、1937年。
- 5) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.1（本欄）、1937年。
- 6) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論、1937年9月号、598号、p.8（本欄）、1937年。
- 7) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.212、筑摩書房、東京、1964年。

- 8) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.205、筑摩書房、東京、1964年。
- 9) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.207、筑摩書房、東京、1964年。
- 10) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論、1937年9月号、598号、p.10（本欄）、1937年。
- 11) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論、1937年9月号、598号、p.11（本欄）、1937年。
- 12) 矢内原忠雄「国家の理想」、中央公論、1937年9月号、598号、p.8（本欄）、1937年。
- 13) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.205、筑摩書房、東京、1964年。
- 14) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.205、筑摩書房、東京、1964年。
- 15) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.259、筑摩書房、東京、1964年。
- 16) 田辺元全集 第8巻、1964年初版、p.214、筑摩書房、東京、1964年。
- 17) 田辺元全集 第9巻、1963年初版、p.186-187、筑摩書房、東京、1963年。
- 18) 新訂 小林秀雄全集 第4巻、1978年初版、p.288、新潮社、東京、1978年。
- 19) 新訂 小林秀雄全集 第4巻、1978年初版、p.289、新潮社、東京、1978年。
- 20) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.22（本欄）、1937年。
- 21) 新訂 小林秀雄全集 第4巻、1978年初版、p.292、新潮社、東京、1978年。
- 22) 矢内原忠雄、「国家の理想」、中央公論1937年9月号、598号、p.20（本欄）、1937年。